

## 第 22 回介護保険部会における主な意見等（案）

（第 22 回介護保険部会において各委員から出た意見等を事務局でまとめたもの）

## 1. 事業者規制について

### 【介護事業運営の適正化全般について】

- 予想外の事態が発生しそれに対応するということは、法制度の成長という観点から極めて健全なことであり、適切な法改正がなされることが重要ではないか。
- 「介護事業運営の適正化に関する有識者会議」の報告書は、おおむね問題がフォローされているのではないか。
- 営利法人が入りやすく、不正を行いにくいスキームを設定することが重要ではないか。
- 法律論として、外部から見ても規制の根拠が明らかである仕組みにする必要があるのではないか。

### 【法令遵守等に係る体制の整備】

- 事業者の規模に応じて、適正な指導監督ができるよう配慮すべきではないか。
- 事後規制だけでは健全な事業者の育成につながらず、他の方法が必要なのではないか。
- 組織的な不正行為を減殺するという観点から、事業者に対する規制及び立入調査等は必要ではないか。

### 【きめ細かな監査指導の実施】

- 自治体の監査指導について、バラツキが見られることから標準化する必要があるのではないか。

- 不正行為の抑制対策に力を入れるべきであり、保険者機能の強化を図るべきではないか。
- 国民の信頼を回復するためにも、適正かつ厳正な監査指導の実施、法律の厳格な適用が必要ではないか。

#### 【指定・更新の欠格事由の見直し】

- 連座制は必要であるが、「一事業所が悪いと機械的に全部の事業所が悪い」という仕組みは改める必要があるのではないか。
- 指定・更新の欠格事由について、原則指定・更新を拒否し例外的に裁量で指定・更新ができるようにするのか、それとも、裁量が大きい仕組みなのか。
- 国、都道府県、市町村で十分な情報共有と連携を図るべきではないか。
- 介護事業者に対する不正抑止のため、いわゆる連座制の仕組みは堅持すべきではないか。

#### 【事業廃止時における利用者へのサービス確保対策】

- 利用者のサービス確保は重要であり、事業者が自らの責任で対応すべきであるが、どうしてもできない場合は行政が事業者を支援することが必要ではないか。
- 従業員が安心して働けるよう、雇用確保への配慮が必要ではないか。
- 利用者のサービス確保の観点から、ケアマネジメントの徹底を図るべきではないか。

#### 【その他】

- 処分された事業所名の公表など、利用者が事業者を適切に見極めることができるような工夫が必要ではないか。

## 2. その他

### 【介護労働力、介護報酬】

- コムスの不正事案の背景には、介護労働力不足の問題や介護報酬の問題があるのではないか。
- 介護報酬は、経済の情勢に応じてある程度弾力的に動かせるようにする必要があるのではないか。
- 介護労働者の賃金は非常に低いため、労働分配率の実態把握など、できることから早急に行い、介護労働者の労働条件・労働環境を改善する必要があるのではないか。

### 【介護サービス情報公表制度等】

- 介護サービス情報公表制度や第三者評価制度等をまとめるべきではないか。
- 介護事業者の自主的な取組を促すためには、現行の介護サービス情報公表制度だけでは不十分ではないか。